

【忍小学校PTA慶弔規定】(案)

第1条 本規定は、行田市立忍小学校PTA慶弔規定と称する。

第2条 本規定は、本校PTA会員（会員たる教職員を含む）及び児童の慶弔見舞いを目的とする。

第3条 第2条の目的を遂行するための資金は、総務費の「慶弔費」の項目の費用をもってあてる。

第4条 慶弔金は、次の場合に支出する。

- 1 会員が死亡した場合 香料 5,000 円と花環
- 2 児童が死亡した場合 香料 5,000 円と花環
- 3 会員たる教職員の一親等の親族及び同居の義父母が死亡した場合 香料 5,000 円と花環

第5条 見舞金は、次の場合に支出する。

- 1 会員のPTA行事参加時の事故及び火災等による被災 5,000 円
- 2 児童の疾病による長期入院 5,000 円

第6条 祝い金は、次の場合に支出する。但し、該当する者は会員たる教職員とする。

- 1 教職員及び教職員の配偶者の出産 5,000 円
- 2 教職員の結婚 5,000 円

第7条 送別金は、次の場合に支出する。但し、該当する者は会員たる教職員とする。

- 1 教職員の転退職 5,000 円

第8条 本会の会員で、次の事項に該当する場合は、感謝状、並びに記念品を贈る。

- 1 会長及び副会長
- 2 その他会長が必要と認めた者